デイサービスセンターほのぼの園

通所介護運営規程

（事業の目的）

第１条　社会福祉法人京福会が開設するデイサービスセンターほのぼの園指定通所介護事業所（以下「事業所」という。）が行う指定通所介護の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の従事者が、要介護状態にある高齢者に対して、適正なサービス提供を行うことを目的とする。

（運営の方針）

第２条　事業所は、利用者の心身の状況を踏まえて、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の世話及び機能訓練・口腔機能向上を行い、利用者の心身の維持・向上と社会的孤立感の解消を図るものとする。

２　事業の実施にあたっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

（事業所の名称等）

第３条　事業を行う事業所の名称及び、所在地は次のとおりとする。

名　称　　デイサービスセンターほのぼの園

所在地　　栃木県大田原市湯津上 5-989

（従事者の職種、員数及び職務の内容）

第４条　事業所に勤務する従事者の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

⑴管理者　１名

管理者は、従事者の管理及び指定通所介護の利用の申込みについての調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うとともに、従事者に運営規程を遵守させるために必要な指揮命令を行う。

⑵生活相談員　１名以上

生活相談員は、利用者又はその家族からの相談に適切に応じるとともに必要な助言その他の援助を行う。

⑶看護職員　１名以上

看護職員は、利用者の健康の状況に注意するとともに、健康維持のための

適切な措置をとる。

(4)介護職員　４名以上

介護職員は、心身の状況に応じ、利用者の自立支援と日常生活の充実に資するよう適切な介護を行う。

(5)機能訓練指導員　１名以上

機能訓練指導員は、利用者の心身の状況をふまえて、必要に応じ日常生活を送る上で必要な生活機能の改善又は維持のための機能訓練を行う。

(6)管理栄養士　１名以上

管理栄養士は、利用者の食事のメニューの作成及び低栄養状態にある利用者又はその恐れのある利用者に対して栄養改善を行う。

（営業日及び営業時間）

第５条　事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

(1)営業日　月曜日から日曜日とする。(ただし１月１日から１月３日までは休日とする)

(2)営業時間　午前８時００分から午後５時００分までとする。

(3)サービス提供時間　午前９時００分から午後４時０５分までとする。

（指定通所介護の利用定員）

第６条　利用定員は、３０名とする。(ただし通所介護相当サービスの利用者を含む)

（指定通所介護の内容及びその他の費用の額）

第７条　指定通所介護の内容及び利用料その他の費用の額は次のとおりとする。

(1)生活相談

(2)機能訓練

(3)レクリエーション

(4)入浴サービス

(5)排泄介助

(6)送迎サービス

(7)口腔・栄養スクリーニング

(8)科学的介護推進体制加算

２　指定通所介護の利用料は、厚生労働省の定める基準によるものとし、当該指定通所介護が法定代理受領サービスであるときはその利用者の負担割合の額とする（1割～3割)。

３　その他の費用の額は次のとおりとする。

(1)食費は、１食あたり７００円（昼食及びおやつ代を含む）
(2)おむつ代は１枚あたり１００円、パット代は１枚あたり２０円とする。ただし、標準的な仕様以外のものを提供した場合は、別に定める額を徴収する。
(3)その他、指定通所介護より提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものにかかる費用であり、その利用者に負担させることが適当と認められる費用は、その実費を徴収する。
４　前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払いに同意を得るものとする。

(通常の事業の実施地域)
第８条　事業所の通常のサービス提供地域は、大田原市と那珂川町の一部の区域（旧・小川町地区）とする。

(サービス利用に当たっての留意事項)
第９条　事業所は、利用者が指定通所介護の提供を受ける際には、次の事項に留意するよう、利用者又はその家族に対して説明するものとする。
(1)事業所内で飲酒しないこと。
(2)多額の現金、貴重品、危険物は持ち込まないこと。
(3)利用中は、当事業所の規則を厳守するとともに、もし他の利用者やその家族に対して危害を加えたり迷惑を及ぼすことがあったりした場合は、利用を中止していただく場合がある。

(緊急時等における対処方法)
第１０条　従事者は、指定通所介護などを提供中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは速やかに主治医に連絡するなどの措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

(非常災害対策)
第１１条　事業所は、非常災害に関する具体的計画を策定し、防火管理者を配置して消防計画を作成させるとともに、毎年度定期的に避難及び救出訓練を実施する。

(虐待防止に関する事項)
第１２条　事業所は虐待の発生又はその再発を防止するため、次のとおり措置を講じるものとする。
(1)虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、

その結果について担当職員に周知徹底を図る。
(2)虐待の防止のための指針を整備する。
(3)担当職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施する。
(4)前３号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。
２　事業所は、サービス提供中に従事者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は速やかに、これを市町村に通報するものとする。

（その他運営に関する重要事項）
第１３条　事業所は、従事者の資質の向上を図るための研修の機会を次の通り設けるものとし、また、業務体制を整備する。
(1)採用時研修　採用後３ヶ月以内
(2)継続研修　年１２回
２　この規程に定める事項の他、運営に関する重要事項は社会福祉法人京福会と事業所の管理者との協議に基づいて定める。
３　この規程の改廃は理事会において定める。

附　　則
この規程は、平成１２年４月１日より施行する。
この規程は、平成１３年１０月１日より施行する。
この規程は、平成１７年１１月１日より施行する。
この規程は、平成１８年４月１日より施行する。
この規程は、平成２１年４月１日より施行する。
この規程は、平成２４年４月１日より施行する。
この規程は、平成２６年４月１日より施行する。
この規程は、平成２７年４月１日より施行する。
この規程は、平成２９年４月１日より施行する。
この規程は、平成３０年４月１日より施行する。
この規程は、令和１年１０月１日より施行する。
この規程は、令和３年４月１日より施行する。
この規程は、令和４年４月１日から施行する。
この規程は、令和５年５月１日から施行する。
この規程は、令和６年８月１日から施行する。
この規程は、令和８年８月１日から施行する。